

令和8年度

多摩市 こども 誰でも 通園事業

いよいよ本格実施が始まります！

多摩市は子どもの成長を応援します。

R8実施施設 緑ヶ丘幼稚園 富士ヶ丘幼稚園 あおぞら保育園 あすのき保育園
おだ認定こども園 せいとく幼稚園 諏訪幼稚園 錦秋幼稚園 桜ヶ丘第一保育園
みどりの保育園 ピオニイ第二保育園 こころプティ保育園
文化学園大学附属すみれ幼稚園 ゆりのき保育園
こぐま保育園 りすのき保育園
かおり保育園 たまっこ
のびのびっこ保育園

生後6ヶ月～満3歳未満対象

月160時間まで利用可

保護者の保育要件（就労等）がなくても利用可

利用申請は原則、申請フォーム
よりお願いいたします。

- ①まずは利用申請
- ②認定証発行（2週間以内）
- ③園と面談→利用開始



問い合わせ先：多摩市子ども・若者政策課 042-338-6850

1. 制度の概要

【多摩市こども誰でも通園事業とは・・・】

保育所などに通っていないお子さんを対象に、保護者の保育の必要性の事由(就労、就学、疾病、介護等)がなくても通園できる制度です。

乳幼児を育むプロがいる環境で、お子さんがさまざまな経験をしたり、同世代のお子さんに関わる機会を作ってみませんか？

【対象者】

- ①多摩市内に住所(住民基本台帳に記載されている)を有すること。
- ②幼児教育・保育施設(幼稚園・認可保育所等・企業主導型保育所)に在籍していないこと。
- ③お子さんの年齢が、利用日時点で生後6カ月～満3歳未満であること。

【利用時間】

1日8時間、月160時間の範囲内

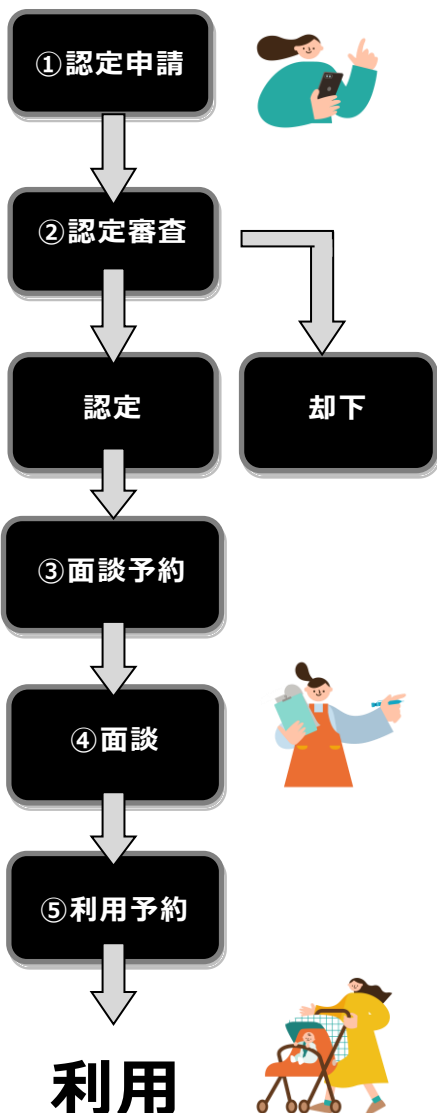
(認証保育所・認可外保育施設・定期利用保育事業に在籍・利用中の場合は月10時間までの利用となります。利用には事前に子ども・若者政策課に電話連絡が必要です。)

【利用料金】

1時間300円程度(ただし、負担軽減制度があり、**幼稚園・認可保育所等に在籍がない場合は**月160時間までは無償化となっています。)

2. 利用の方法

申込みから利用までの一連のお手続きは以下のとおりです。



- ① 次ページに掲載しているフローに沿って、つうえんポータルから申請してください。申請後、登録したメールアドレス宛にメールが届きます。

メールが届きましたら、次ページのフロー「3」から手続きを進めてください。

※スマートフォンをお持ちでない場合等、つうえんポータルを利用することが難しい方はご相談ください。

- ② 市が、基準に基づき、利用資格の審査・認定を行います。

○「乳児等通園支援支給認定証」をつうえんポータルから確認してください。

※市への申請から2週間程かかります。

紙の資格認定証・減免認定証は令和8年度からは発行しません。施設からの提示を求められた場合は、スマートフォン等で画面の提示をお願いします。

- ③ つうえんポータルより利用したい施設の面談予約をしてください。

※施設によって、受け入れ月齢や時間は異なります。障害・アレルギーなど特別な配慮が必要な場合については、実施施設との面談前に多摩市へご相談ください。詳しい状況をお伺いし、受け入れ施設と調整いたします。

- ④ 面談時につうえんポータルより「乳児等通園支援支給認定証」の画面を提示してください。また、必ず面談日までにつうえんポータル内で児童情報(食事・アレルギー・発育情報等)を入力してください。

○実施施設との利用契約は原則として利用する施設ごとに単年度契約となります。施設からの案内に従い、利用契約を締結してください。

- ⑤ 面談後、つうえんポータル内で利用予約を行うことができます。

(利用枠の開放日は施設によって異なります。)

○利用の際は施設に設置している「利用開始・終了用二次元コード」を利用開始時・利用終了時にご自身のスマートフォン等で読み込んでください。つうえんポータルに実際の利用情報が登録されます。

○なお、利用予約後にキャンセルした場合、施設の規定によりキャンセル料が発生する場合や、次回以降の予約が取りづらくなる場合があります。

3. 総合支援システム(つうえんポータル)について

多摩市子ども誰でも通園事業では子ども家庭庁が作成した総合支援システム(つうえんポータル)を利用します。

つうえんポータル



子ども誰でも通園制度 総合支援システム

つうえんポータルとは？



愛称「つうポ」は、子ども誰でも通園制度を利用するためのシステムです。
スマートフォンでもパソコンでも簡単に操作ができます。



検索

地図や都道府県、キーワードから施設を探すことができます。

予約

初回面談も施設利用も、カレンダーから簡単に予約ができます。

利用時間管理

残りの利用可能時間が一目でわかります。

- 1
- 2
- 3
- 4

1 利用申請

上記の二次元コードを読み込み、つうえんポータルにアクセスしてください。
表示された画面でお住まいの自治体を選択し、利用申請を行ってください。

2 パスワード設定

- ① 利用資格の認定を受けると、「アカウント発行のお知らせ」という件名のメールが届きます。メールに記載されているURLをクリックし、パスワードの設定(リセット)を行ってください。
- ② その後、「パスワードリセットのご案内」という件名のメールが届きます。メールに記載しているURLをクリックし、パスワードをリセットしてください。



3 ログイン

パスワードのリセットが完了すると、その画面からそのままログインすることができます。

右の二次元コードからもログイン画面にアクセスできます。



4 利用開始

ログイン後、希望する施設を検索し、初回面談の予約をしてください。



4. 利用料・負担軽減・支払い方法について

○利用料・キャンセル料・その他料金は各施設(P7参照)にお問い合わせください。また、施設のきまりに従い、直接お支払いください。

○負担軽減加算区分

㊦ 生活保護世帯	300円/時間を上限として減免(月10時間まで)
㊧ 年収360万未満相当(市民税所得割額77,101円未満)世帯	200円/時間を上限として減免(月10時間まで)
㊨ 要支援家庭 ※子育てに関し、児童相談所やこども家庭センター等が支援を行っており、市で認定した家庭	200円/時間を上限として減免(月10時間まで)
全員 (㊦、㊧、㊨)に該当する方は差額分 ※認証保育所・認可外保育施設・定期利用保育事業に在籍・利用中の場合を除く	48,000円/月を上限として無償化 ただし、1日8時間を超えた分(延長料金)に対しては補助の対象外となります。

* 市民税所得割額に(住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当所得の控除・寄附金税額控除)がある場合は、控除適用前の額で算定します。

* 指定都市からの転入者の場合、旧税率で再算定した所得割額での判定になります。

※市民税・都民税の申告をされていない方は、税額の確認ができないため至急、申告をしてください。税額の確認ができない場合は、減免対象外とします。

※減免金額は、父母が非課税の場合はそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市民税所得割額で算定します。

5. 提出書類

①乳児等通園支援給付認定申請書(全員提出)※つうえんポータル入力完了した時点で、手続きは終了

該当者のみ ※つうえんポータル内でデータを添付してください。	① ㊦ 生活保護世帯の方	生活保護受給証明書(世帯分)
	② ㊦ 生活保護世帯または㊧ 年収360万円未満相当(市民税所得割額77,101円未満)世帯で ひとり親世帯の場合	申請書の保護者欄に「父不存在」または「母不存在」と記入のうえ、 必ず どれかひとつ下記の証明書の写しが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書(もしくは児童扶養手当認定通知書) ・ひとり親家庭等医療助成制度のマル親医療証 ・離婚届受理証明書(離婚後3か月以内の場合) ・調停期日通知書(離婚調停中の場合)
	③ ㊦ 生活保護世帯または㊧ 年収360万円未満相当(市民税所得割額77,101円未満)世帯で 令和7年1月2日以降に多摩市に転入した方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月2日から令和8年1月1日までに多摩市に転入した方 令和7年度の「区市町村民税課税・非課税証明書」または「市町村民税納税通知書」(写しでも可。) ※令和7年1月1日に住民票があった区市町村で発行を依頼ください。 ・令和8年1月2日以降に多摩市に転入した方 令和7年度と令和8年度の「区市町村民税課税・非課税証明書」または「市町村民税納税通知書」(写しでも可。) ※令和8年1月1日に住民票があった区市町村で発行を依頼ください。
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※必ず右記の税額証明書が必要です。記載以外の証明書では判定ができません。また、提出がない場合は減免できません。 ※既に子ども・若者政策課へご提出済みの方や、後日提出の場合には、その旨をご連絡ください。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から帰国(入国)された方、又は海外に単身赴任をされている方がいる世帯 上記期間の所得が分かるもの(給与証明書等前年度の収入がわかるもの)を添付	

6. 多摩市外にお住まいの方が多摩市内の施設を利用する場合

○月ごとに、最初の10時間までをつうえんポータルで予約できます。

○予約においては多摩市民の方を優先とするため、市外の方の予約開始日は、多摩市民の方の予約開始日より5日以上遅く設定しています。

※施設により異なります。詳細は利用施設にご確認ください。

○利用料金は施設に直接お支払いください。なお、減免・無償化等の制度については、お住まいの自治体へお問い合わせください。(㊦生活保護世帯・㊧年収360万円未満相当世帯・㊨要支援家庭の場合は減免を受けた金額で施設からの請求となります。)

7. 多摩市民の方で市外の施設を利用する場合

○市外施設を利用する場合、月ごとに最初の10時間までをつうえんポータルで予約できます。先に市内施設を10時間以上予約をした場合、その月は市外施設の予約はできないのでご注意ください。

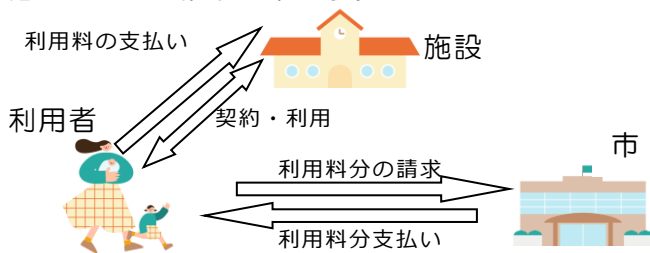
○利用料金は市内施設を利用する場合と同様に無償となります。無償化を受けるための方法は代理受領または償還払いの2通りです。なお、支払い方法は利用施設によって異なるため、あらかじめ利用施設にご確認ください。

◆償還払い

(一度施設に支払い、市から保護者の口座に振り込む方法)

利用料は、原則として全額を施設へお支払いください。ただし、㊦生活保護世帯・㊧年収360万円未満相当世帯・㊨要支援家庭に該当する場合は、減免後の金額でのお支払いとなります。

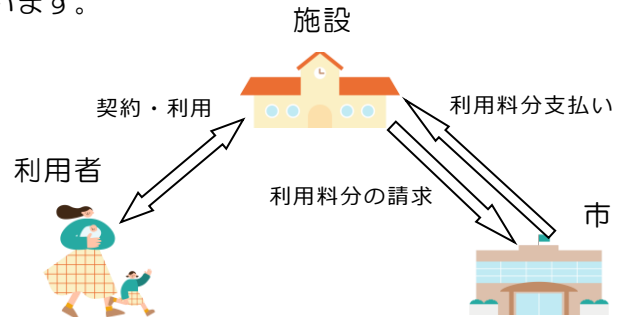
その後、「多摩市こども誰でも通園事業利用料請求書(償還払い用)(仮称)」を子ども・若者政策課へ提出してください。提出後、対象となる金額を、後日指定の口座へ振り込みます。



◆代理受領

(無償化対象金額を差し引いた額を、施設が保護者に請求する方法)

無償化対象となる金額は、市から施設に直接支払います。



申請受付期間や支給日は、別途、市公式ホームページ等でご案内します。

8. 認証保育所・認可外保育施設に在籍中・定期利用保育を利用中の方

○認証保育所・認可外保育施設・定期利用保育事業に在籍・利用中の場合は必ず利用申請の前に子ども・若者政策課まで電話連絡をしてください。利用上限は月10時間までとなります。

10時間を超えた分の利用については、運営費を含む支払いが生じますので、あらかじめご了承ください。

※企業主導型保育所に在籍している場合は利用できません。

○利用料金がかかります。利用料負担軽減についてはP3の㊦、㊧、㊨に該当する場合のみ対象となります。

9. よくある質問

Q つうえんポータルのパスワード設定（リセット）のメールが届きません。

A 迷惑メールフォルダを確認してください。また、パスワード設定（リセット）申請時に入力したメールアドレスが登録時と異なる可能性があります。登録した可能性のある別のメールアドレスをお試しください。

Q つうえんポータルのパスワードを忘れてしまったのですが。

A ログイン画面にある「パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックし、手順に沿ってパスワードの設定（リセット）を行ってください。

Q 生後6ヶ月未満でも予約はできますか？

A 利用申請と初回面談の予約は可能ですが、施設の利用予約はできません。

Q 予約したけどキャンセルしたいです。

A キャンセルすることが決まった時点で利用予定施設に電話連絡等・またはつうえんポータル内で申請してください。（施設によってキャンセル方法は異なります。）一度予約するとキャンセル料がかかる場合や次の予約がとりづらくなる場合があります。また、配布された時間数はキャンセルしても消費されます。キャンセルポリシーについては、予約前に利用施設にご確認ください。

Q こども誰でも通園事業を利用中に認可保育所・認可外保育施設への入園が決まりました。

A 幼児教育・保育施設へ入園が決まった場合（在籍がある場合）、こども誰でも通園事業を利用することはできません。急に入園が決まった場合でも、「多摩市こども誰でも通園事業」の予約を取っていた場合、キャンセル扱いとなります。この場合のキャンセルポリシーについても、利用を予定していた施設にご確認ください。

Q こども誰でも通園事業から幼稚園の満3歳児クラスへ入園する時は、いつまで利用できますか？

A 現行制度幼稚園の場合…満3歳の誕生日の前々日まで「多摩市こども誰でも通園事業」のご利用、誕生日の前日から満3歳児クラスへの入園（幼児教育・保育無償化対象）となります。

新制度幼稚園の場合…満3歳児の誕生日の前々日が属する月の月末まで「多摩市こども誰でも通園事業」のご利用、その翌月1日から満3歳児クラスへの入園（幼児教育・保育無償化対象）となります。

Q なかなか予約が取れない場合、どうしたら良いですか？

A 多摩市では、家庭で日常の保育をされている方も、リフレッシュのために使うことができる制度が充実しています。P6をご覧ください。

Q 転居する予定ですが、どのような手続きが必要ですか？

A 市内転居→在籍する施設や市民課での手続きに加え、つうえんポータル内でも住所変更の登録を行ってください。

市外への転居→在籍する施設や市民課での手続きに加え、転居前に子ども・若者政策課へご連絡ください。

Q 利用する施設を変更することはできるの？

A 1日8時間、月160時間の範囲内であれば複数の施設を利用することができます。（市外施設を利用する場合はP5参照）

※複数の施設を利用することはできますが、同じ施設で保育を継続することで、お子さんの成長を保育者と一緒に見守ることができます。令和6年度・令和7年度に、利用者の方から「同じ園に通い続けることで園の先生と信頼関係を築くことができた」等のお声を多くいただきました。

10. 市内で実施している一時保育等について



一時預かりサービス	対象年齢	利用条件	日時	費用	予約・問い合わせ先
一時保育事業 (認可保育所・認定こども園のうち8園)	満1歳～ 未就学児	市内在住で、認可保育所等に在籍していない	平日 8:30～17:00 (その内8時間まで利用可)	1日(8時間まで)2,000円、 半日(4時間まで)1,000円	各実施施設へ 
パルテノン多摩 こどもひろば OLIVE	満1歳～ 小学3年生	なし	9:00～18:00(その内1回4時間まで。土日・祝日も利用可。※パルテノン多摩休館日を除く)	子ども1人1時間当たり1,000円、 市内在住者は700円	042-400-7715
こども家庭センター「たまっこ」 リフレッシュ 一時保育事業	3カ月～ 未就学児	市内在住者	月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～18:00	子ども1人1時間当たり700円	042-375-0104
多摩市こども誰でも通園事業	6カ月～ 満3歳未満	幼稚園・保育所等に在籍していない	平日(1日8時間まで利用可) ※時間は施設によって異なります。	令和8年度は市内全園で1時間当たり300円(無償化・負担軽減制度有)	P8～26の実施施設へ

※食費・雑費・延長料金等については、別途費用がかかる場合があります。詳細は、市公式ホームページをご参照いただくか、または直接各実施施設へお問い合わせください。

11. 留意事項



○利用後に市外転出、幼児教育・保育施設等への在園等が確認された場合は、利用料に加えて、**運営費**を含む支払いが生じますので、**あらかじめご了承ください。(通常の利用料金より大幅に高額となります。)**※幼児教育・保育施設等への在園が決定した場合であっても、予約済み分については、キャンセル料等がかかる場合があります。

12. 実施施設紹介※詳細は次ページからの園紹介をご覧ください。

ページ	施設名	住所	電話番号	対象年齢	令和8年度の実施期間
P8	緑ヶ丘幼稚園	和田 712	042-375-6755	1歳半～満3歳未満	令和6年度より継続して実施
P9	富士ヶ丘幼稚園	乞田 1145	042-374-2600	満2歳～満3歳未満	令和6年度より継続して実施
P10	錦秋幼稚園	永山 3-8	042-374-6767	1歳半～満3歳未満	令和7年度より継続して実施
P11	諏訪幼稚園	諏訪 5-3	042-374-6141	1歳半～満3歳未満	令和7年度より継続して実施
P12	せいとく幼稚園	落合 4-12	042-376-6111	2歳～満3歳未満	令和7年度より継続して実施
P13	文化学園大学附属すみれ幼稚園	諏訪 4-11	042-374-7427	2歳～満3歳未満	令和8年4月20日から実施
P14	おだ認定こども園	落合 5-7-2	042-376-0211	満1歳～満3歳未満	令和7年度より継続して実施
P15	あおぞら保育園	落合 1-5-16	042-375-1330	生後6カ月～満3歳未満	令和6年度より継続して実施
P16	あすのき保育園	諏訪 2-2-B-001	042-400-0360	生後6カ月～満3歳未満	令和6年度より継続して実施
P17	桜ヶ丘第一保育園	和田 60-1	042-374-3098	1歳半～満3歳未満	令和7年度より継続して実施
P18	みどりの保育園	連光寺 3-57-2	042-375-0117	生後6カ月～満3歳未満	令和7年度より継続して実施
P19	ピオニイ第二保育園	豊ヶ丘 4-8	042-372-1222	生後6カ月～満3歳未満	令和7年度より継続して実施～通常保育の定員の空きが埋まるまで
P20	こころプティ保育園	落合 1-36	042-374-3999	生後6カ月～満3歳未満	令和7年度より継続して実施～通常保育の定員の空きが埋まるまで
P21	ゆりのき保育園	永山 4-6	042-374-3152	生後6カ月～満3歳未満	令和8年5月1日から通常保育の定員の空きが埋まるまで
P22	こぐま保育園	永山 3-5	042-375-4677	生後6カ月～満3歳未満	令和8年4月1日から実施
P23	かおり保育園	落合 4-15	042-376-5311	生後6カ月～満3歳未満	令和8年6月1日から通常保育の定員の空きが埋まるまで
P24	りすのき保育園	唐木田 1-8-2	042-357-0711	生後6カ月～満3歳未満	令和8年5月1日から通常保育の定員の空きが埋まるまで
P25	のびのびっこ保育園	諏訪 1-1-6	042-319-3431	生後6カ月～満3歳未満	通常保育の定員に空きがある時
P26	こども家庭センター「たまっこ」	豊ヶ丘 1-21-3	042-375-0104	生後6カ月～満3歳未満	令和6年度より継続して実施

お問い合わせ先



つうえんポータルの操作等に関するお問い合わせ
つうえんポータル内「お客さまサポート」より



制度に関するお問い合わせ
多摩市子ども青少年部 子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当
住所：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1
電話：042-338-6850（直通）

